

## 第2回長井市新庁舎整備市民検討委員会次第

日時：平成29年10月30日（月）  
午前10時から  
場所：市役所3階 第1委員会室

1. 開 会

2. 委嘱書の交付

3. あいさつ

4. 協 議

(1) 第1回検討委員会の確認

(2) 長井市新庁舎建設整備基本計画（案）について

(3) その他

5. その他

第3回検討委員会 日時：平成29年12月13日（水）午前10時～12時  
場所：交流センターふらり1階 視聴覚室

6. 閉 会

## 長井市新庁舎整備市民検討委員会名簿

### ■ 委 員 15名

| No | 氏 名         | 所 属                 |
|----|-------------|---------------------|
| 1  | 勝見英一朗 (会長)  | 学識経験者               |
| 2  | 二宮 正一       | 学識経験者               |
| 3  | 神田 忠正 (副会長) | 長井市地区長連合会 (中央地区長会)  |
| 4  | 飯澤 博夫       | 致芳地区長会              |
| 5  | 蒲生 則一       | 西根地区長会              |
| 6  | 平吹 登        | 平野地区長会              |
| 7  | 布施 俊一       | 伊佐沢地区長会             |
| 8  | 遠藤 一栄       | 豊田地区長会              |
| 9  | 加藤眞佐夫 (副会長) | 長井商工会議所             |
| 10 | 樋口 和哉       | 長井青年会議所             |
| 11 | 片倉 壽美       | 長井市中央地区女性の会         |
| 12 | 飯澤 敦司       | 長井市 PTA 連合会         |
| 13 | 菊地 和代       | 長井商工会議所女性会          |
| 14 | 高橋 律子       | 長井市女性団体連絡協議会        |
| 15 | 菅原 邦生       | 公募委員 (山形工科短期大学校准教授) |

### ■長 井 市

| 所 属            | 氏 名   |
|----------------|-------|
| 長井市長           | 内谷 重治 |
| 長井市副市長         | 遠藤 健司 |
| 総務参事 (総括参事)    | 齋藤 環樹 |
| 公共施設整備課 課長     | 桐生 芳弘 |
| 公共施設整備課 整備推進主幹 | 渡部 和裕 |
| 公共施設整備課 係長     | 新野 武憲 |
| 公共施設整備課 専門員    | 鈴木 一則 |
| 公共施設整備課 主任     | 田中 透  |
| 公共施設整備課 主事     | 黒田かおる |

## 長井市新庁舎整備市民検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 長井市新庁舎整備にあたり、市民から親しまれ安全安心な新庁舎とするために市民代表として、ご意見をいただく長井市新庁舎整備市民検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画策定及び設計にあたり、それぞれの立場から意見を述べること。
- (2) その他、計画策定及び設計に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員会は、次の各号に該当する者の中から市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体の代表者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 公募による者(年齢が満20歳以上で市内に居住又は勤務している人(ただし他の審議会、市と雇用関係にある人、市議会議員を除く))
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成31年3月31日までとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、議長となる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、公共施設整備課において処理する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

### 附則

この要綱は、告示の日から施行する。